

山梨県公報

号外第二十四号

平成十八年

三月三十一日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程及び山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……………一

公安委員会

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………一

山梨県公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則……………三

山梨県公安委員会個人情報管理規則……………三

その他

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則……………四

山梨県議会議務局行政文書管理規程……………四

山梨県労働委員会運営規程の一部を改正する訓令……………六

山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則……………七

山梨県内水面漁場管理委員会事務規程の一部改正……………八

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

山梨県選挙管理委員会規程及び山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

山梨県選挙管理委員会規程及び山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

第一条 山梨県選挙管理委員会規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条から第二十五条までを削り、第二十六条を第二十三条とする。

第二十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条を第二十四条とする。

第二十七号中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条を第二十四条とする。

第二十八条中「山梨県行政文書管理規程(平成十二年山梨県訓令甲第十号)」を「山梨県行政文書管理規程(平成十八年山梨県訓令甲第七号)」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十九条を第二十六条とし、第三十条を第二十七条とする。

第三十一条中「別表第二」を「別表」に改め、同条を第二十八条とする。

別表第一を削る。

別表第二中峡中地方事務局書記長印の項、峡東地方事務局書記長印の項、峡南地方事務局書記長印の項、峡北地方事務局書記長印の項及び富士北麓・東部地方事務局書記長印の項を削り、同表を別表とする。

第二条 山梨県選挙事務取扱規程(平成十二年山梨県選挙管理委員会規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

附 則

(施行期日)

この規程は平成十八年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第十一条・第十二条)」を「(第十一条 第十二条の二)」に改める。

第六条第一項中「第一号から第八号まで」を「第一号から第九号まで」に改め、同項第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

第六条第二項中「前項第九号から第十四号まで」を「前項第十号から第十五号まで」に改める。

第八条の二の表を次のように改める。

路線名	区	間
一 高速自動車国道中央自動車道(富士吉田線)		山梨県上野原市大字上野原字後林八、七一〇番から山梨県南都留郡富士河口湖町大字船津字剣丸尾六、六六三番一まで
二 高速自動車国道中央自動車道(西宮線)		山梨県大月市脈岡町大字強瀬字朝倉八〇六番から山梨県北杜市小淵沢町大字上笹尾字長谷沢四、〇三三番まで
三 高速自動車国道中部横断自動車道		山梨県南アルプス市大字在家塚字仲畑一、四五三番から山梨県甲斐市大字竜地字着物沢四、八二三番まで
四 一般国道一三八号(東富士五湖道路)		山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾五、五九七番八三から山梨県富士吉田市上吉田字駕籠坂上五、六一一番一まで
五 一般国道二〇号		山梨県上野原市大字上野原字井戸尻八、六〇八番一から山梨県大月市大字花咲字大曾根九三五番二まで
六 一般国道二〇号		山梨県甲州市勝沼町大字上岩崎字上所面一、五四五番一地先から山梨県北杜市白州町大字上教来石字外平一、四二三番一地先まで
七 一般国道五二号		山梨県南巨摩郡南都町大字万沢字境川六、九一一番一から山梨県富士吉田市本町三丁目四、二二五番一五地先まで
八 一般国道一三九号		山梨県南都留郡富士河口湖町大字富士ヶ嶺一、四二五番から山梨県富士吉田市上吉田字上町六九九番一まで
九 一般国道一三七号		山梨県富士吉田市大字上吉田字上宿七三番地先から山梨県富士吉田市上吉田二丁目三九七番の一地先まで
十 一般国道一三七号		山梨県笛吹市御坂町大字上黒駒字毛頭七七〇番の七地先から山梨県笛吹市一宮町大字坪井字大原一、九八〇番の四地先まで
十一 一般国道一四〇号		山梨県甲府市上阿原町字整理地三六八番の四地先から山梨県南巨摩郡増穂町大字青柳字田島屋敷一、三三二番の一地先まで
十二 一般国道一四二号		山梨県南巨摩郡市藤井町大字南下条字西岩下一、六〇三番の一地先から山梨県北杜市高根町大字養輪新町字西ノ窪一、七七二番の二地先まで
十三 一般国道三五八号		山梨県甲府市下曾根町字大正一、〇四八番地先から山梨県甲府市中小河原町字外河原一、五八六番の二地先まで
十四 一般国道三五八号		山梨県甲府市上曾根町字石原田三、六六二番の九七地先から山梨県甲府市下曾根町字大正一、〇四八番地先まで
十五 県道甲府中		山梨県甲府市中小河原町字古屋敷七三七番の一地先から山梨県

中央左口線	甲府市中小河原町字下河原三九五番の一地先まで
十六 県道長坂高根線	山梨県北杜市長坂町大字長坂上条字牛池二、三二三番の六二地先から山梨県北杜市高根町大字養輪新町字西ノ窪一、七七二番の二地先まで
十七 県道佐野川上野原線	山梨県上野原市大字上野原字後山八、一五九番の九地先から山梨県上野原市大字上野原字山下八、七六八番の五地先まで
十八 市道赤坂線	山梨県富士吉田市大字上吉田字鳥居下三、八三二番の三から山梨県富士吉田市大字上吉田字下手三、六五五番の三地先まで
十九 市道大越路石舟線	山梨県上野原市大字上野原字後山八、一五九番の九地先から山梨県上野原市大字上野原字ワラビ平八、一五四番の二六地先まで
二十 市道御坂三号線	山梨県笛吹市御坂町大字金川原字塚之越九九九番の一地先から山梨県笛吹市御坂町大字金川原字八反久保六四四番地先まで
二十一 県道甲斐芦安線	山梨県甲斐市大字竜王字新堰橋一、三七〇番の一地先から山梨県南アルプス市大字上高砂字四番下六三〇番地先まで
二十二 県道南アルプス甲斐線	山梨県南アルプス市大字上今諏訪字秋宮四五〇番の一地先から山梨県南アルプス市大字野牛島字横堰下一、四一二番の一地先まで
二十三 市道八田一六二号線	山梨県南アルプス市大字徳永字下反保一、一八八番地先から山梨県南アルプス市大字徳永字下河原一、三七二番地先まで
二十四 市道八田一九三号線	山梨県南アルプス市大字徳永字和田下一、五九六番二地先から山梨県南アルプス市大字徳永字下反保一、二〇二番地先まで
二十五 市道八田一四六号線	山梨県南アルプス市大字徳永字天房木一、五八三番地先から山梨県南アルプス市大字徳永字和田下一、五八四番四地先まで
二十六 市道町添上条線	山梨県北杜市長坂町大字大八田字栗林四、五七〇番の一地先から山梨県北杜市長坂町大字長坂上条字蟻塚一、六一一番の一地先まで

第十二条に次の一号を加える。

十二 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。

第十二条の次に次の一条を加える。

(道路の使用の許可の申請書類等)

第十二条の二 法第七十七条第一項の規定により、道路の使用の許可を受けようとする者は、施行規則第十条第二項に規定する道路使用許可申請書一通を当該道路を管轄する署長に提出しなければならない。

2 施行規則第十条第三項に規定する公安委員会が定める道路使用許可申請書に添付す

る書類は、次のとおりとする。ただし、署長が提出を要しないと判断したものについては、添付を省略することができる。

一 法第七十七条第一項第一号に規定する行為の申請

ア 当該申請に係る工事又は作業（以下「当該工事等」という。）の目的、方法及び形態を具体的に記載した資料

イ 当該工事等の場所の位置図及びその周辺の見取図

ウ 当該工事等の範囲を明示した見取図及び道路断面図

エ 当該工事等に係る工程表

オ 当該工事等に係る安全管理組織図及び緊急連絡体制表

カ 当該工事等に係る道路交通規制図及び作業帯図

キ 交通量調査結果を記した書面

ク その他署長が特に必要と認める書面

二 法第七十七条第一項第二号に規定する行為の申請

ア 当該申請に係る工作物等（以下「当該工作物等」という。）の設置をしようとする場所の位置図

イ 当該工作物等の設置状況を示す見取図（平面図、正面図及び側面図）

ウ 設置しようとする当該工作物等の設計書及び図面

エ 当該工作物等の設置に伴う道路交通規制図及び作業帯図

オ 交通量調査結果を記した書面

カ その他署長が特に必要と認める書面

三 法第七十七条第一項第三号に規定する行為の申請

ア 当該申請に係る露店、屋台その他これに類する店（以下「露店等」という。）を出す場所及びその周辺の見取図

イ 露店等の形態を記載した図面

ウ その他署長が特に必要と認める書面

四 法第七十七条第一項第四号に規定する行為の申請

ア 当該申請に係る行為の目的、方法及び形態を具体的に記載した実施要領等の書面

イ 当該申請に係る行為を行うために使用する道路、コース及びその周辺の見取図

ウ 当該申請に係る行為に伴う交通規制図

エ 当該申請に係る行為を行うために必要な交通の安全と円滑を図る対策を記した書面及び図面

オ その他署長が特に必要と認める書面

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定は、平成十八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則の適用については、なお従前の例による。

山梨県公安委員会規則第十号

山梨県公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

山梨県公安委員会行政文書管理規則（平成十三年山梨県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号を次のように改める。

四 情報公開条例第五条の規定による開示の請求又は山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第十四条第一項の規定による開示の請求があったもの

当該開示の請求に係る決定の日の翌日から起算して一年間

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第十一号

山梨県公安委員会個人情報管理規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県公安委員会個人情報管理規則

（目的）

第一条 この規則は、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報管理について必要な事項を定めることにより、山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号。以下「条例」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「保有個人情報」とは、条例第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。

2 この規則において「行政文書」とは、山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号)第二条第二項に規定する行政文書をいう。

(個人情報管理者等)

第三条 公安委員会に、個人情報管理者及び個人情報管理担当者を置き、それぞれ山梨県警察本部長が指名する者をもって充てる。

2 個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

一 保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。

二 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

3 個人情報管理担当者は、個人情報管理者の命を受け、この規則による保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

(正確性の確保)

第四条 公安委員会の庶務を行う山梨県警察の職員(以下「職員」という。)は、保有個人情報の内容が事実でないこと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するように、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第五条 個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 個人情報管理者は、保有個人情報及びそれが記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

一 取り扱う権限を有する者の範囲

二 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項

三 取り扱うことができる場所

四 保存すべき場所

五 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

事項

(廃棄及び削除)

第六条 個人情報管理者は、保有個人情報記録されている行政文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

2 個人情報管理者は、保有個人情報が必要となつたときは、遅滞なく、当該保有個人情報削除するものとする。

(事故発生時の措置)

第七条 個人情報管理者は、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生したときは、速やかに事故の原因を調査するものとする。

2 個人情報管理者は、事故の再発防止に資するため、前項の調査の結果に基づき、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第八条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、山梨県警察本部長が別に定める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

その他

山梨県議会規則第一号

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県議会議長 秋 山 隆 信

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会会議規則(昭和三十一年山梨県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第二項を次のように改める。

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県議会訓令第二号

山梨県議会議務局行政文書管理規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県議会議長 秋 山 隆 信

山梨県議会議務局行政文書管理規程

山梨県議会議務局行政文書管理規程(平成十二年山梨県議会訓令第一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この訓令は、山梨県情報公開条例施行規則(平成十二年山梨県規則第三号)その他別に定めるもののほか、山梨県議会事務局における行政文書の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第二条 山梨県議会事務局における行政文書の取得、作成、施行、保存及び廃棄等に関しては、別に定めるもののほか、山梨県行政文書管理規程(平成十八年山梨県訓令甲第七号)の例による。

(総務課長の職務)

第三条 総務課長は、行政文書の管理に係る事務を総括する。

2 総務課長は、行政文書の管理が適正かつ円滑に行われるよう、文書管理者に対し必要な指導を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、実態を調査し、若しくは報告を求め、又はその管理に関し改善の指示をすることができる。

(行政文書の記号及び番号)

第四条 行政文書の記号は、総務課にあつては「議総」とし、議事調査課にあつては「議調」とする。ただし、規則、告示、訓令、達及び指令の記号にあつては「山梨県議会」とする。

2 行政文書の番号は、毎年度四月一日を起番とした課ごとの一連番号とする。ただし、規則、告示及び訓令(甲)の施行文書にあつては、毎年一月一日を起番としたその種類ごとの一連番号とする。

(決裁済印)

第五条 電子決裁によらない場合において、議長が決裁した起案文書には、総務課において決裁済印(別記様式)を押印しなければならない。

(保存期間の基準)

第六条 行政文書の保存期間の基準は、別表のとおりとする。

(実施規定)

第七条 この訓令の実施に関し必要な事項は、総務課長が定める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

別表(第六条関係)

一 三十年保存

イ 職員の進退、身分及び賞罰に関する文書で特に重要なもの

ロ 規則、訓令及び告示の原議書

ハ 会議録

二 議決書類

ホ 議員の身分及び賞罰に関する文書

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、三十年保存を必要と認める文書

二 十年保存

イ 栄典及び表彰を行うための文書

ロ イに掲げるもののほか、十年保存を必要と認める文書

三 五年保存

イ 予算、決算その他会計に係る書類

ロ 文書の收受及び発送に関する帳簿又は行政文書の破棄若しくは移管の状況が記録された帳簿

ハ イ又はロに掲げるもののほか、五年保存を必要と認める文書

四 三年保存

イ 職員の勤務が記録されたもの

ロ イに掲げるもののほか、三年保存を必要と認める文書

五 一年保存

イ 軽易な事項に係る意思決定を行うための文書

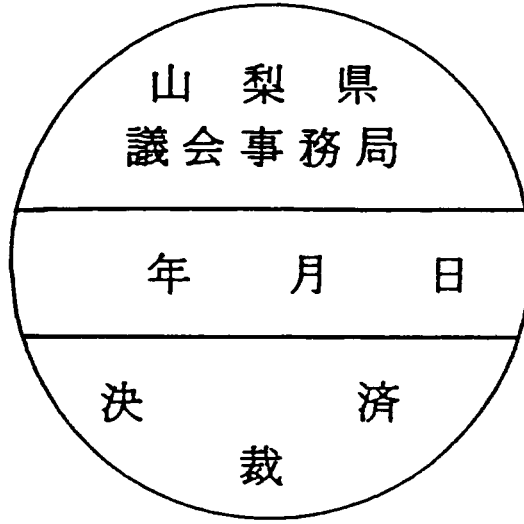
ロ 所管事項に係る確認を行うための文書

六 一年未満

その他の文書

別記様式（第5条関係）

決 裁 済 印



規格 直径30ミリメートル

備考 年月日は算用数字を用いること。

山梨県労働委員会訓令第一号

労働委員会事務局

山梨県労働委員会運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年三月三十一日

山梨県労働委員会
会 長 渡 辺 和 廣

山梨県労働委員会運営規程の一部を改正する訓令
山梨県労働委員会運営規程（平成十二年山梨県地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（行政文書による事務処理）

第四条 委員会は、その所掌する事務及び事業に係る意思決定に当たっては行政文書を作成して行うものとし、並びにその所掌する事務及び事業の実績について行政文書を作成するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところによることができる。

一 意思決定と同時に行政文書を作成することが困難である場合 事後の行政文書の作成

二 処理に係る事案が軽微なものである場合 行政文書の作成の省略

第七条中「リーダーの職にある」を削る。

第八条中「及び文書管理担当者」を、「文書管理担当者及びリーダー」に、「（平成十二年山梨県訓令第十号）」を、「（平成十八年山梨県訓令甲第七号）」に改める。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、総合的行政文書管理システムに登録しない行政文書については、この限りでない。

第九条第二項及び第三項を次のように改める。

2 行政文書の記号は、「山労委」とする。ただし、告示の施行文書にあつては、「山梨県労働委員会告示」とし、訓令の施行文書にあつては、「山梨県労働委員会訓令」とする。

3 行政文書の番号は、毎年度四月一日を起番とした一連番号とする。ただし、告示及び訓令の施行文書にあつては、毎年一月一日を起番とした種類ごとの一連番号とする。第九条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に、「枝番号を」を「番号に枝番号を付けて」に改め、同項を同条第四項とする。
第十四条中、「（平成十二年山梨県訓令甲第十号）」を、「（平成十八年山梨県訓令甲第七号）」に改める。

別表第一中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

- 六 山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）に基づく次の事項
- 1 第十三条の規定による個人情報取扱事務の登録に関する事
- 2 第十五条第一項の規定による開示の請求の受理に関する事
- 3 第二十条第一項又は第二項の規定による開示請求者に対する通知に関する事
- 4 第二十一条第二項の規定による開示請求者に対する通知に関する事
- 5 第二十二条の規定による開示請求者に対する通知に関する事
- 6 第二十三条第一項の規定による開示請求者に対する通知に関する事
- 7 第二十四条第三項の規定による第三者に対する通知に関する事
- 8 第三十条第一項の規定による訂正の請求の受理に関する事
- 9 第三十二条第一項又は第二項の規定による訂正請求者に対する通知に関する事
- 10 第三十三条第二項の規定による訂正請求者に対する通知に関する事
- 11 第三十四条の規定による訂正請求者に対する通知に関する事
- 12 第三十五条第一項の規定による訂正請求者に対する通知に関する事
- 13 第三十六条第一項の規定による当該保有個人情報の提供先に対する通知に関する事
- 14 第三十八条第一項の規定による利用停止の請求の受理に関する事
- 15 第四十条第一項又は第二項の規定による利用停止請求者に対する通知に関する事
- 16 第四十一条第二項の規定による利用停止請求者に対する通知に関する事
- 17 第四十二条の規定による利用停止請求者に対する通知に関する事
- 18 第四十四条の規定による諮問した旨の通知に関する事
- 19 第七十二条の規定による苦情の受付に関する事

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県収用委員会規則第一号

山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県収用委員会

会長 古井 明 男

山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

山梨県収用委員会運営規則（平成十二年山梨県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

- 2 第二条第一項第十号中「指名委員」の下に、「（以下「指名委員」という。）」を加え、同項第二十四号中「令第六条の第二項」を「令第六条の第三項」に改める。
 - 3 第十二条中「平成十二年山梨県訓令甲第十号」を「平成十八年山梨県訓令甲第七号」に改め、同条に次の二項を加える。
 - 2 行政文書の記号は、「梨収」とする。ただし、規則、告示及び訓令の記号にあつてはその区分により、「山梨県収用委員会規則」、「山梨県収用委員会告示」及び「山梨県収用委員会訓令」とする。
 - 3 規則、告示及び訓令は、県公報に登載するものとする。
 - 第十二条を第十五条とし、第八条から第十一条までを三条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の三条を加える。
 - 第八条 審理を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、氏名及び住所を申告し、傍聴券（別記様式）の交付を受け、これを所持しなければならない。
 - 第九条 会長又は指名委員は、次の各号の一に該当すると認められる者については、審理を傍聴させないことができる。
 - 一 凶器の類その他危険のおそれがある物品を携帯する者
 - 二 酒気を帯びている者
 - 三 プラカード、のぼり、旗の類を携帯する者
 - 四 前各号に掲げる者のほか、審理の公正を害するおそれがあると認められる者
 - 第十条 審理に出席する起業者、土地所有者及び関係人並びに傍聴人は、審理の会場において、写真、映画等を撮影し、録音若しくは録画又は放送をしてはならない。ただし、あらかじめ会長又は指名委員の許可を受けた場合は、この限りでない。
- 附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第八条関係）

NO.

傍 聴 券

平成 年 月 日

山梨県収用委員会

別図中「（第十一添削条）」を、「（第十四添削条）」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県内水面漁場管理委員会告示第三 一号

山梨県内水面漁場管理委員会事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 北 村 眞 一

山梨県内水面漁場管理委員会事務規程の一部を改正する告示

山梨県内水面漁場管理委員会事務規程（平成十八年山梨県内水面漁場管理委員会告示

第一 一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（文書管理）」に改め、第十三条第一項を第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

行政文書の取得、作成、施行、保存及び廃棄等に関しては、別に定めるもののほか、山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の例による。

2 行政文書の記号は「山内漁管委」とする。ただし、公示及び指令の記号にあつては「山梨県内水面漁場管理委員会」とする。

3 行政文書の番号は、毎年度四月一日を起番とした一連番号とする。ただし、公示の施行文書にあつては、毎年度の月ごとに起番とした一連番号とする。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。